

【正誤表】

次のように誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

頁数	正	誤
参考資料編の目次 （解説編（最初）からみると P71 に該当）	参 考 資 料 編 目 次 1. ガス事業法、同法施行令、同法施行規則（抜粋）・・・1 第1章 総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 第2章 ガス小売事業・・・・・・・・・・・・3 第8章 ガス用品・・・・・・・・・・・・18 第9章 雑則・・・・・・・・・・・・22 第10章 罰則・・・・・・・・・・・・48 2. ガス事業法施行規則関連告示・・・・・・・・57 （1）ガス湯沸器の使用に伴う危険の発生防止に関し 必要な事項を定める告示・・・・・・・・57 （2）ガス事業法施行規則に基づき強制排気式の燃焼器 を定める告示・・・・・・・・・・・・58 （3）ガス漏れ警報設備の規格及びその設置方法を定め る告示・・・・・・・・・・・・60 （4）ガス漏れ警報器の規格及びその設置方法を定める 告示・・・・・・・・・・・・67 （5）ガスを使用する建物ごとの区分を定める件・・・・69 （6）定期自主検査の時期を定める件・・・・71 （7）排気筒及び給排気部の材料の規格の要件並びに給	参 考 資 料 編 目 次 1. ガス事業法、同法施行令、同法施行規則（抜粋）・・・1 第1章 総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 第2章 ガス小売事業・・・・・・・・・・・・2 第8章 ガス用品・・・・・・・・・・・・17 第9章 雑則・・・・・・・・・・・・21 第10章 罰則・・・・・・・・・・・・47 2. ガス事業法施行規則関連告示・・・・・・・・56 （1）ガス湯沸器の使用に伴う危険の発生防止に関し 必要な事項を定める告示・・・・・・・・56 （2）ガス事業法施行規則に基づき強制排気式の燃焼器 を定める告示・・・・・・・・・・・・57 （3）ガス漏れ警報設備の規格及びその設置方法を定め る告示・・・・・・・・・・・・59 （4）ガス漏れ警報器の規格及びその設置方法を定める 告示・・・・・・・・・・・・66 （5）ガスを使用する建物ごとの区分を定める件・・・・68 （6）定期自主検査の時期を定める件・・・・70 （7）排気筒及び給排気部の材料の規格の要件並びに給

頁数	正	誤
	排気部の指定する部分を定める件・・・ <u>72</u>	排気部の指定する部分を定める件・・・71
	(8) 金属管、金属可とう管、両端に迅速継手の付いた ゴム管及び強化ガスホースの規格並びに燃焼器と ガス栓との接続方法を定める件・・・ <u>73</u>	(8) 金属管、金属可とう管、両端に迅速継手の付いた ゴム管及び強化ガスホースの規格並びに燃焼器と ガス栓との接続方法を定める件・・・72
	(9) ガス主任技術者を兼ねさせることができる範囲 ・・・ <u>76</u>	(9) ガス主任技術者を兼ねさせることができる範囲 ・・・75
	3. 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律、 同法施行令、同法施行規則・・・ <u>77</u>	3. 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律、 同法施行令、同法施行規則・・・76
	4. ガス工作物の技術上の基準を定める省令、同基準の 細目を定める告示・・・ <u>81</u>	4. ガス工作物の技術上の基準を定める省令、同基準の 細目を定める告示・・・80
	5. 出題傾向と学習のポイント・・・ <u>103</u>	5. 出題傾向と学習のポイント・・・102
	6. 論述（法令）試験問題と解答例・・・ <u>107</u>	6. 論述（法令）試験問題と解答例・・・106
	7. ガス事業法関係法令に係る補足事項・・・ <u>119</u>	7. ガス事業法関係法令に係る補足事項・・・118